

石巻漁港海岸（長浜海岸）において回収した牡蠣殻の無償譲渡実施要領

1 目 的

県が管理する石巻漁港海岸（長浜海岸）に大量の牡蠣殻が漂着したことから、関係機関、ボランティア団体及び地元住民等の協力を得て牡蠣殻の回収を行ったところであるが、回収した牡蠣殻について「宮城県循環型社会形成推進計画」の基本理念に基づき有効利用を図るため、希望者に対して無償譲渡を行うもの。

2 申込期間及び申込方法

無償譲渡を希望する者（以下「申込者」という）は下記申込期間内に「みやぎ電子申請サービス」から申し込み願います

申込期間：令和7年11月6日（木）から11月28日（金）まで

申込 URL：https://logoform.jp/form/GQGB/1270981



3 譲渡方法

申込者は申し込みをした希望日時にバケツ等の容器を持参し、希望数量の牡蠣殻を取り出すこと（当方で容器等は準備いたしません）

4 譲渡期間

令和7年12月8日（月）から12月12日（金）まで

5 譲渡時間

各日午前10時30分から午後1時30分まで



土のう袋半分弱で約5kg



小さめのバケツ1杯で約1kg

6 譲渡場所

石巻市魚町二丁目地内（水防倉庫敷地内の仮置き場）

（GoogleMapのリンク：<https://maps.app.goo.gl/yS21ZNY2DpoohhBB8>）

7 譲渡に当たっての注意事項

- （1）牡蠣殻は保管しているトンパック内から申込者自身が必要数量を取り出すこと（ケガをしないよう軍手やスコップをご準備願います）
- （2）申込者が個人の場合は5kg程度、法人の場合は100kg程度を上限とするが、上限を超えての譲渡を希望する場合には、使用後に使用実績報告書（別紙様式）を提出すること（参考：牡蠣殻は1枚当たり10g程度であり1kgだと100枚程度の量になります）
なお、使用実績報告書の提出は郵送又は電子メールによるものとする
提出先 〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7番地
宮城県東部地方振興事務所 水産漁港部
e-mail：et-gyokok@pref.miyagi.lg.jp
- （3）牡蠣殻は漂着したものを回収しており、多少牡蠣殻以外の物が付着している状態であること
- （4）積込・運搬等の費用は申込者の負担とすること
- （5）譲渡を受けた牡蠣殻は営利目的には使用しないこと
- （6）積込・運搬時及び譲渡後の使用による事故等について、県は一切責任を負わないこと
- （7）譲渡を受けた牡蠣殻は不法投棄しないこと
（不法投棄した場合には、廃棄物処理法第25条第1項第14号に基づき、5年以下の懲役、または1000万円以下の罰金、またはその両方が科されます。）
- （8）譲渡時には誓約書に署名を求めること
- （9）その他、譲渡時に不明な点がある場合には、現地職員の指示に従うこと

8 その他

申込が多数となった場合には譲渡数量を調整させていただく場合があります